



2026 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社豆蔵

代 表 者 名 代表取締役社長

中原 徹也

(コード番号：202A 東証グロース)

問 合 せ 先 取締役管理本部本部長

泉 健憲

(TEL. 03-6258-1134)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月上旬に臨時株主総会（「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 3 月 17 日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日： 2026 年 3 月 17 日（火曜日）

(2) 公告日： 2026 年 3 月 2 日（月曜日）

(3) 公告方法： 電子公告

<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/2/0/202A/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社は、2026 年 2 月 24 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主である M&I より会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 297 条第 1 項に基づく本臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）があったことを受け、本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。

現在、Roodhalsgans 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）により、当社の株式及び本新株予約権（注 1）に対して公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が行われているところ、その決済が完了した場合には、当社の株主を公開買付者及び M&I のみ（又は M&I のみ）とするための一連の手続の一環として、株式の併合及び当該株式の併合の効力発生を条件とする単元株式数を

廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催が予定されているとのことです。M&I としては、公開買付けの決済完了後速やかに、本臨時株主総会を開催し、公開買付届出書（注２）において予定されている手続を早期に完了させることが、本公開買付け及びその後の一連の取引の目的に適うと考えているとのことです。従って、可及的速やかに基準日を設定し、本公開買付けの決済完了後速やかに本臨時株主総会の開催が可能な環境を整えることを要請すべく、本請求を実施したとのことです。

なお、当社が 2026 年 1 月 23 日に公表した「Roodhalsgans 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明のお知らせ」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者及び M&I は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

他方、本意見表明のお知らせにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び M&I が所有する当社の議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の 10 分の 9 以上に至り、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、当社の株主（但し、M&I 及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。）する予定とのことです。

従って、本公開買付けが成立し、公開買付者及び M&I が所有する当社の議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の 10 分の 9 以上に至り、公開買付者が本株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第、改めてお知らせいたします。

（注１）「本新株予約権」とは以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2021 年 4 月 2 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（行使期間は 2021 年 4 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日）
- ② 2021 年 4 月 2 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（行使期間は 2021 年 4 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日）
- ③ 2021 年 4 月 2 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（行使期間は 2021 年 4 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日）
- ④ 2022 年 12 月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（行使期間は 2022 年 12 月 29 日から 2027 年 3 月 31 日）

（注２）「公開買付届出書」とは公開買付者より 2026 年 1 月 26 日に提出された本公開買付けに関する公開買付届出書（公開買付者より 2026 年 2 月 24 日に提出された本公開買付けに関する訂正公開買付届出書による訂正を含みます。）をいいます。

以 上